

高齢者虐待防止のための指針

株式会社 A・Y・Company

One step 訪問看護リハビリステーション

総則

本指針は高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の防止及び虐待等発生時の対応について定め、利用者及びご家族の人権その他の権利を擁護し、また高齢者虐待や権利擁護について事業所全体で共有し、今後の事故防止や更なる権利擁護につなげることを目的とする。

1 高齢者虐待の定義

(1) 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。

また、正当な理由なく身体を拘束すること。

(2) 介護・世話の放棄放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

2 虐待防止のための具体的措置

・苦情処理の徹底

事業所内における高齢者虐待を防止するため、利用者及びその家族等からの苦情について真摯に受け止め、これを速やかに解決出来るよう苦情解決体制を整える

・虐待防止委員会の設置

虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的に、次のとおり「虐待防止検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じる。

(1) 委員会の名称は「虐待防止検討委員会」とする。

(2) 委員会の委員長は、管理者が務める。

(3) 委員会の委員は、委員長が法人内より 2～3 人程度選出する事とする。

(4) 委員会は、年 1 回以上、委員長が必要と認めた時に開催する。

(5) 委員会の審議事項

- ① 虐待防止の基本理念、行動規範等の職員への周知に関すること
- ② 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ③ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ④ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ⑤ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への報告が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ⑥ 虐待等が発生した場合、その発生原因等に対する分析から得られる再発防止策に関すること
- ⑦ 再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3 虐待防止のための職員研修に関する方針

- (1) 虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を実務化するため、定期的な研修を実施するものとする。
- (2) 研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。
- (3) 研修の開催は年一回以上とする
- (4) 研修の実施内容については委員会において記録し保管する

4 虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する統括は事業所管理者が行い責任者は管理者とする。
- (2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待の防止を啓発、普及する為の職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常的な虐待の防止等の取り組みを推進する。また、責任者は虐待の早期発見に努めなければならない。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は責任者に報告し、責任者は速やかにこれを市町村に報告しなければならない。

5 指針の閲覧

「高齢者虐待防止のための指針」は求めに応じていつでも事業所内で閲覧できるようにする。

附則

本指針は令和6年4月1日より施行する。